

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

法令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

①建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の改正に伴い、

- ・特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象床面積が拡大されることから、適合性判定申請事務手数料等に区分を追加するもの
- ・エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と大臣が認める方法として、新たな計算手法が整備されたため、その手法を用いた場合の適合性判定申請事務手数料等を追加するもの
- ・同法に条項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例に定める同条に基づく許可等申請手数料の条項ずれを解消するもの
（都市整備部所管）

②食品衛生法の一部改正に伴い、許可業種の再編及び営業届出制度が創設されたことにより

- ・行商の登録に係る申請手数料及び行商登録票等の再交付手数料を削除するもの
- ・飲食店営業等の許可に係る申請手数料の名称及び額を改正するもの
（保健部所管）

3 施行期日

- ①建築物省エネ法の改正に伴うもの 令和3年4月1日
- ②食品衛生法の改正に伴うもの 令和3年6月1日

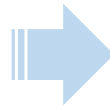
青森市手数料条例の一部を改正する条例について

食品衛生法の改正に伴い、食品衛生法施行令も改正され、営業許可業種が再編されるとともに、営業届出制度が創設された。（公布：平成30年6月13日 施行：令和3年6月1日）

現行

改正後

許可業種 ◆34の製造業、販売業、飲食店等 【問題点】 昭和47年以降、見直しがなされておらず、実態に合わない
許可業種以外※ 【問題点】 一部、自治体独自に条例による届出等の制度もある(行商など)が、自治体による把握ができない



許可業種 ◆32の製造業、調理業、加工を伴う販売業等に再編
届出業種※ ◆温度管理等が必要な包装済食品の販売業、冷凍冷蔵倉庫業等
届出対象外※ ◆常温で保存可能な包装済食品(カップ麺やスナック菓子等)のみの販売等

※手数料の対象外の業種

営業許可業種の見直し（食品衛生法第55条※※）

- 食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況を踏まえ、許可業種を再編
⇒漬物製造業、水産食品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定 **3年の経過措置期間**
⇒現行の許可業種のうち、リスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出業種へ
(例：乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業・魚介類販売業の一部) **市内該当許可件数約1,200件**
- 原則、一施設一許可
一つの許可業種で取り扱える食品の範囲を拡大
原材料や製造工程が共通する業種を統合

営業届出制度の創設（食品衛生法第57条※※）

- 原則、全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるように、営業許可の対象以外の業種を営む営業者は、保健所へ届出をする必要がある
- 施設基準の要件はない
- 更新の必要はない
- 令和3年6月1日施行
- 既に営業中の事業者は施行から6か月以内に届出

※※令和3年6月1日時点の条項番号



食品衛生法の改正をうけ、交付手数料および許可等手数料を定めていた青森市手数料条例の一部を改正